

第八章 人口減少期の学校や家庭・地域での教育

第一節 新しい時代に向けた学校教育の創造

一 教育基本法改正と「ひょうご教育創造プラン」の策定

教育基本法の改正と国
の教育振興基本計画

平成十八（二〇〇六）年十二月、改正教育基本法が成立し、公布・施行された。昭和二十二（一九四七）年の施行以来一度も改正されることはなかったが、約六〇年ぶり

に全面的に改正されたのである。教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえ、「人格の完成」などこれまで教育基本法に掲げられて来た普遍的な理念は大切にしつつ、教育の目的を実現するために達成すべき目標を新たに掲げるなど、新しい時代の教育理念が示された。

教育基本法の「第一章 教育の目的及び理念」では、新たに教育の目標が「知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな体」「自律の精神」など五つ示されるとともに、生涯学習の理念、障害児教育の条項が新設された。「第二章 教育の実施に関する基本」では、義務教育や学校教育について増補され、大学や私立学校、家庭教育、幼児期の教育、学校や家庭、地域住民の連携協力の条項も新設された。「第三章 教育行政」では、



写真 207 兵庫県教育の特色の体験活動
「トライやる・ウィーク」(明石市提供)

国や地方公共団体による総合的・計画的な教育施策(教育振興基本計画)が求められることになった。平成二十年七月、政府は策定した「教育振興基本計画」を国会に報告した。この基本計画は、教育基本法の理念を具体的に実現するため、一〇年先を見据えながら五年間(平成二十年度～二十四年度)の計画として策定された。続いて、「第二期教育振興基本計画」(平成二十五年度～二十九年度)が二十五年六月に、さらに三十年六月には「第三期教育振興基本計画」(三十年度～三十四年度)が国会に報告された。

「ひょうご教育創造プラン(兵庫
県教育基本計画)」の策定
四月まで「兵庫県教育振興基本計画検討委員会」を開催して原案を作成した。

パブリック・コメント手続きを経て最終案を取りまとめ、平成二十一年六月、法に基づく兵庫県の計画として「ひょうご教育創造プラン」案を兵庫県議会に提出し、県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき議決された。

この「ひょうご教育創造プラン」は、三部から成る。「第一部 計画の基本的事項」では、この計画の対象期間は平成二十一年度から二十五年までの五年間。この間に本県が取り組む教育施策の基本的な方向を示すとともに、学校や教育関係機関はもとより、家庭や地域社会において期待される取組の方向についても示し、今後はこれらに沿って具体的な施策を進めていくとしている。

「第二部 教育をめぐる現状と課題」では、「少子高齢化の進展」「環

境問題の深刻化」など社会情勢の変化の下で、「個性や能力を伸ばす教育の推進」「県民の参画と協働による体験活動の展開」「震災からの教育の創造的復興」など、これまで取り組んできた本県教育の成果と課題を指摘している。

「第三部 兵庫の教育のめざす姿」では、基本理念として「元氣兵庫へ ころ豊かな人づくり―県民すべてがかかわる兵庫の教育の実現―」を基調とした。①自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育の推進、②「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育の推進、③子どもたちの学びを支えるため、学校・家庭・地域が一体となった取組の推進、④子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりの推進、

⑤新しい時代を担う人材育成や高度な研究の充実、地域とともに歩む高等教育の推進、⑥県民だれもが生きがいを持って地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進の六項目の下に、それぞれの目指すべき方向を提示している。

平成二十六年三月には、「第二期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」が県議会で議決され、二六～三十年度の五年間の兵庫県教育の方向が決定した。

兵庫県総合教育会議の開催

教育基本法の改正に伴って、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も改正され、平成二十七年から各地方自治体で「総合教育会議」が開催されることになった。これは地方公共団体の首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育課題やあるべき姿を共有し、より一層効果



写真 208 第1回兵庫県総合教育会議

的な教育行政を推進するために協議を行うためのものである。

県では平成二十七年度から毎年二回開催され、会議は原則公開となっている。第一回の会議は平成二十七年四月二十四日に行われ、兵庫県公館で知事と全教育委員が出席し、意見を交わした。この時の議題は、兵庫県総合教育会議の運営や、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定、県教育施策の平成二十七年重点項目ほかであった。

二 教育課題の克服と個性・能力を伸ばす学校教育の創造

平成十年代後半から二十年代にかけては、幼児教育の在り方で長い間懸案とされてきた教育と保育の一体化に向けて大きく進むことになった。また子育て支援の財源には消費税の一部を充て、社会全体で負担する方向に進んだ。

また学校教育では少子化が進み学校の統廃合が行われる一方で、いじめと不登校が大きな社会問題となり、国や県市町でも様々な対策・対応に迫られた。また戦後長い間続いた「六・三・三制度」の再検討がなされたが、本県では小学校における教科担任制の実施に踏み切り、体験教育や理数教育の振興、県立高校の改革など、県独自の取組が発展していく。

認定こども園の誕生

平成十七年一月、中央教育審議会は「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について―子どもの最善の利益のために幼児教育を考える―」を答申した。その中で、幼児教育は小学校就学前の幼児に対する家庭・地域社会・幼稚園等施設において行われる教育の総称

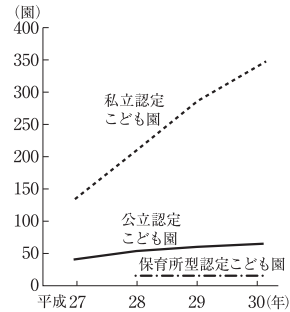


図 117 増える認定こども園
 (『幼稚園教育のあゆみ』より作成)

とし、生涯にわたる人間形成の基礎を育む役割を有すると位置づけた。そして、「就学前の教育・保育を一体として捉えた総合施設(仮称)」での教育・保育の在り方について提言した。

この答申を受けて、平成十八年十月、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行され、認定こども園制度が発足した。もともと幼稚園は、三歳児から入園できる「教育施設」で

あるのに対して、保育所は保護者の仕事など「保育できない事由」がある家庭の、〇歳から小学校入学前までの子どもが預かりの対象となる「児童福祉施設」である。しかし、共稼ぎ家庭の増加という近年の社会的動向への対応、子育てへの不安や負担感を抱く保護者への支援の必要性から、新たな制度が創設されたのである。認定こども園は、幼稚園、保育所のうち、①就学前の子どもを、保護者が働いている、働いていないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に提供できる機能、②子育て相談や親子の集いの場の提供など地域における子育ての支援を行う機能、の二つを併せ持つ施設として各都道府県が認定することとなった。県は平成十八年十一月、条例を定めて認定を進め、翌十九年四月から県内で一二園が発足した。その後、年々増加し、平成三十年五月現在、公立の認定こども園六四、私立の認定こども園は三四五園、ほかに保育所型認定こども園一二園を合計すると、四二一園に達する。

社会全体で子ども・子育て支援法」など関連三法によって、幼児期も・子育て支援をの教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援



写真 209 第1回兵庫県子ども・子育て会議

新制度」が、二十七年四月から本格施行された。

地域の実情を把握している市町村が実施主体となること、社会全体で費用を負担すること、制度ごとにバラバラな推進体制を内閣府に設置された子ども・子育て本部に一本化すること、国に子ども・子育て会議を置くことなどが主要点である。「社会全体で費用を負担」とは、平成二十六年四月から八％に引き上げられた消費税の増収分約七〇〇〇億円を充て、社会全体で子どもの育ち、子育てを支援するというものである。

なお、「子ども・子育て支援法」には、国には子ども・子育て会議の設置義務があり、事業の主体である市町村にも「合議制の機関を置くよう努める」(法第七七条)とされた。そこで県内の各市町とも、「子ども・子育て会議」を開いて、子育て支援事業の方針や施策の検討、実施状況の把握などに努めている。

県も、平成二十五年九月に第一回の「兵庫県子ども・子育て会議」(学識経験者や保護者、学校関係者、市・町長など三三人)を開催し、同年は三回、翌二十六年度は「新ひょうご子ども未来プラン」(二十七〜三十一年度の五年間)の策定のために年五回開催した。平成二十七年以降の会議では、県内各市町の取組状況の把握、県の関係施策の検討などを行っている。

また、幼児教育・保育の無償化に向けて、平成二十六年以降は、段階的に実施プロセスを踏んできた。まず平成二十六年には生活保護世帯の幼稚園保

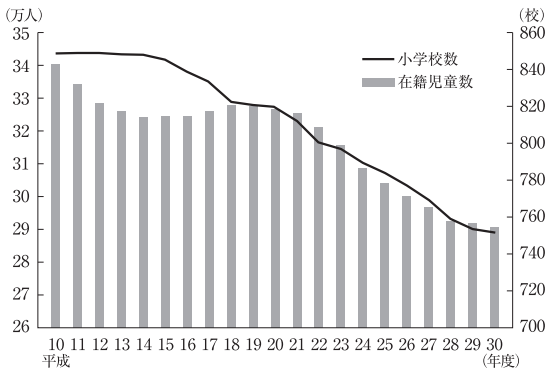


図 118 県内児童数と小学校数の推移
 (「学校基本調査」より作成)

育料が無償化され、二十八年には年収三六〇万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料の一部無償化・引下げ、二十九年度には市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について第二子完全無償化等が図られた。

平成三十年十一月に教育の無償化に関する国と地方の協議が行われ、十二月には「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」が関係閣僚で合意された。これにより、消費税率引上げによる財源を活用して、三歳から五歳までの子ども及び〇歳から二歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園や保育所、認定こども園等の費用を無償化する趣旨の法律案が次期通常国会に提出されることとなった。

進む少子化と小・中学校の統廃合 全国の少子化傾向と軌を一にして、本県も少子化が進んでいった。本県の小学校在籍者数は、第二

次ピーブームの子どもたちが小学校に在籍していた昭和五十六年度の五三万六四四二人がピークである。それが平成十年度に三四万八二人(昭和五十六年度の六四%)まで減少したものの、十二年度以降の一一年間はほぼ現状維持の三二万人台で推移した。ところが、その後は急激に少子化が進んでいく。平成二十六年は三〇万人を割り込み、三十年には二九万九三人となった。これは昭和五十六年度の五四%で、小学校の児童数はピーク時からほぼ半減したことになる。

表 66 県内地域別小学校の統廃合数
(平成10年～30年度)

地区	廃校	新規開校
神戸	19	10
阪神	12	4
東播磨	7	2
西播磨	37	10
但馬	36	9
丹有	12	4
淡路	26	7
計	149	46

※廃校には分校も含む
(兵庫県教育委員会資料より作成)

全県の状況を表66で見ると、小学校の廃校は一四九校、統廃合による新規開校は四六校にも上る。とりわけ過疎化が著しい西播磨(校三七校)や但馬(同三六校)、淡路(同二六校)などの各地区で顕著に見られた。その一方で神戸市(同一九校)や阪神地区(同一二校)でも統廃合は行われていることが分かる。

そこで問題となるのは、学校の適正規模・適正配置である。児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨しながら学習し、社会性を高めるといふ学校教育の特質を考えると、学校は一定の規模を確保することが望ましい。また、教職員の配置も、経験年数や専門性、男女比等バランスの取れた教職員集団を理想とすれば、規模の適正化は必要な条件である。そのため、国は公立小・中学校の適正規模や配置について標準を設定しており、学校規模では二〜一八学級、通学距離は小学校四キロメートル、中学校六キロメートル以内である。しかしながら、国全体の人口が減少している状況ではその地域的な偏在が問題となっており、本県でも過疎化が進む但馬や西播磨、淡路地区などでは学校の統廃合は避けて通れない課題となってきた。しかしまた神戸市や阪神間の都市部においても、ドーナツ化現象の旧市街地とニュータウンなどの住宅地、また周辺の農村地域等では、学校を取り巻く状況が相当に異なっている。

平成十年度に八五〇校あった本県の小学校(神戸市を含む)は、少子化に合わせて統廃合が進んで急激に減少していく。五年ごとに見ると、平成十五年度八四五校、二十年度八一九校、さらに二十五年度七八二校となり、三十年度は七五一校にまで減っていった。

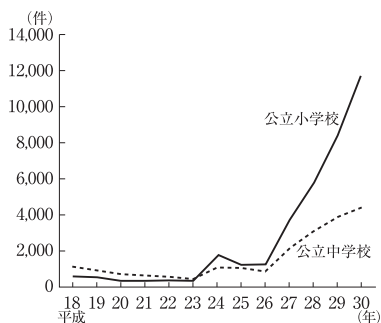


図 119 県内公立小・中学校のいじめ認知件数

(〔兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動・不登校等の状況について〕より作成)

ただ、郡部・都市部を問わず学校は地域のコミュニティの核としての性格を有しており、まちづくりの在り方と密接不可分である。そのため各自治体は保護者や住民等に丁寧な説明と協議を行い、十分な理解と協力を得ることが欠かせないプロセスとなった。

中学校の場合は、平成十年度から三十年度までの統計では、全県で廃校三五校・開校一四校となっており、小学校ほどではないがやはり統廃合が進んでいる。特に但馬地区の廃校一二校・開校五校が目を引き、ついで阪神地区の廃校九校・開校四校、さらに淡路地区の廃校五校・開校二校と続く。このうち阪神地区における統廃合は全て尼崎市である。

深刻化するいじめと「いじめ防止方針」

いじめ問題は学校教育においてますます深刻な問題となっている。全国の件数を見ていくと、平成十七年度までは発生件数の報告であったが、十八年度からは学校による

認知件数を報告するようになって数字が格段に増えてきた。平成十七年度までの五年間は、小・中・高校等合わせてほぼ二万件台で推移したが、認知件数となった十八年度は一挙に一二万件台に増え、二十三年度には一旦七万件まで落ち着いたものの二十四年度は一九万件となり、それ以降は増え続けて三十年度には五四万件にも達している。

本県も同様の傾向を見せ、平成二十〇二十三年度は各校種合わせて一〇〇〇件前後であったのが、二十四年度には三三五一件、二十七年からは六四〇一件、さらに三十年度には一万六六八〇件にも達した。

表 67 いじめ問題への本県の対応策（小・中学校）

重点項目	小・中学校
①「学校いじめ防止基本方針」に基づく指導の充実	「学校いじめ防止基本方針」の改訂
	危機管理対応研修（教育委員会対象）
②組織的な対応への体制強化	スクールカウンセラーの配置 （中学校は全259校、小学校130校） スーパーバイザーの配置（4名）
	スクールソーシャルワーカー（9人）による対応 市町スクールソーシャルワーカーの配置 （H31までに173校）
③教職員のいじめ認知能力の向上	校内研修の実施
	スクールカウンセラーによる研修の実施
	生徒指導担当教員研修（全県・地区別）
④SNS等潜在化するいじめへの対応	いじめ防止啓発チラシの配布
	携帯・スマホの自主的なルール作りの支援
	ひょうごっ子ネットいじめ相談窓口の開設 ひょうごっ子SNS悩み相談の開設

（兵庫県いじめ対策審議会資料より作成）

これは一つには文部科学省の指導もあった。平成二十七年八月十七日付け児童生徒課長からの通知で、文部科学省は、いじめの件数が多い学校について「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と肯定的に評価し、「いじめの積極認知」を促したのである。しかし、いじめの実態は悲惨なものがあり、いじめによって自らの命を絶つ児童生徒も出てきた。特に平成二十三年十月、滋賀県大津市の中学二年生がいじめを苦にして自殺した事件は、学校も大津市教育委員会もいじめの事実を知らながらそれを隠していたという隠蔽体質が厳しく指摘された。この事件を契機として二年後の平成二十五年六月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。同法には、いじめの定義やいじめ防止基本方針の策定、いじめの防止等に関する措置、重大事態への対処などが定められている。

県教育委員会も、平成二十六年三月、「兵庫県いじめ防止基本方針」を定め、各市町や各学校においてもいじめ防止基本方針を策定すること、いじめ対応チームなど校内組織を設置すること、未

然防止・早期発見・早期対応に努めること、さらに重大事態への対処についても方針を示した。

県の方針に基づいて、県内各市町も策定を進めており、平成三十年の時点で「いじめ防止基本方針」を策定した県内自治体は三九市町（九五％）、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置したのは三五市町（八五％）である。

県は、いじめ防止対策推進法で規定された「いじめ対策審議会」を平成二十六年から毎年開催してきた。委員は学識経験者七人から成り、県教育委員会・知事部局担当者が当局側として出席して、いじめ防止対策を有効に行うために、いじめの実態把握や防止の具体的な施策などについて検討が行われている。

平成三十年十月三十一日に行われた審議会で報告された当該年度の多くの施策のうち小・中学校対象をまとめると、表67のとおりである。

急増する不登校の児童
第三編第八章第二節二の「不登校問題の解決目指す但馬やまびこの郷」で述べたように、全国の小・中学校における不登校児童生徒数は、平成十三年度は一四万人に生徒と教育機会確保法

うに、迫る増加を見せた。平成二十二年から四年間は一一人万台に減少したが、その後は再び急増して、三十年には小学校四万四八四一人・中学校一一人万台の計一六万四五二八人と、一気に一六万人台に達した。

このように一向に減少せず、むしろ増加の傾向を見せる不登校児童生徒に対して、平成二十八年十二月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）が成立し公布された。この法の要点は、不登校児童生徒に対して多様で適切な教育機会を確保することであった。魅力ある学校づくりは当然のことであるが、公立の教育施設の整備（不登校特例校や教育支援センター・適応指導教室などの設置）、教育委員会や学校と民間施設（例えばフリースクール）との連携を求めた。またこの法に基づ

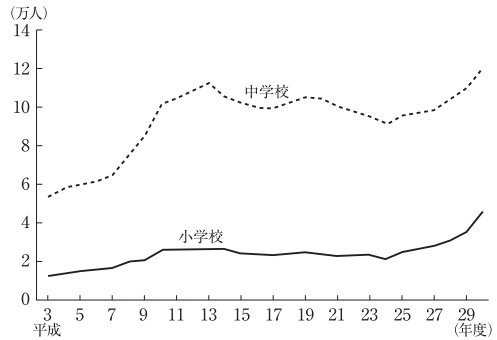


図 120 全国の不登校児童生徒数推移 (平成3～30年度)

(『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』より作成)

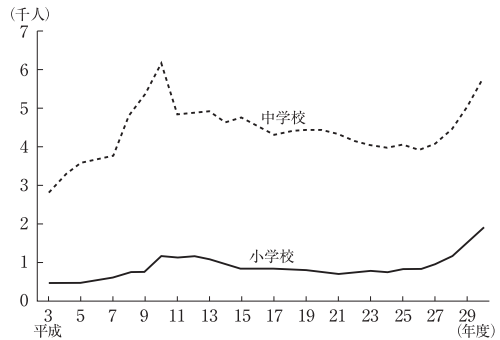


図 121 県内の不登校児童生徒数推移 (平成3～30年度)

(『兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動・不登校等の状況について』より作成)

いて、文科省は不登校を問題行動と捉えないこと、登校という結果のみを目標とせず、将来の社会的自立を目指すという新しい指針を示した。

県内を見ると、阪神・淡路大震災後の平成八～十年に、小・中学校ともに急激な増加を見せた後はいったん落ち着いて小学校はほぼ同水準で推

移し、中学校は減少傾向となった。しかし、全国と同様に平成二十八年から増加し始め、三十年は小学校で大きく増えて、十年を上回る数字となった。

平成二十八年の教育機会確保法の施行を受けて、県教育委員会は文部科学省と同様の考え方を県内各市町教育委員会と学校に示した。

従来は、学校に行かせる・復帰させることを目標としていた市町教育委員会や学校、家庭であったが、「社会的自立を目指す」ことに切り替わったこと、子どもたちにとつての学びの場はこれまで学校が唯一の存在であったが、フリースクールも含めて様々な教育施設から選択できるようになったことは大きな変化であった。

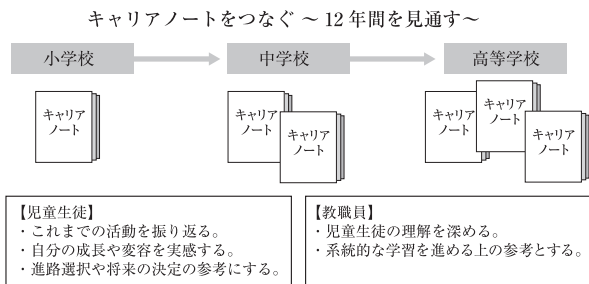


図 122 小・中・高の12年間をつなぐキャリアノート
 (『キャリア教育の推進』より作成)

学校から社会・職業へ円滑な移行を目指すキャリア教育

によると、平成二十年三月の新規学卒者の就職後三年以内の離職率は、中卒六四・七%、高卒三七・六%、大卒三〇・〇%、短大卒は四〇・二%である。このような社会状況の中で、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育が求められた。

近年、働くことをしない若年無業者いわゆるニートや引きこもりが増加している。中・高校生や大学生新卒者の離職率も高いままであり、厚生労働省の調査

県教育委員会は、平成二十六年三月に策定した「第二期ひょうご教育創造プラン」の中で、社会的自立に向けたキャリア形成の支援のため、小・中・高校のそれぞれの発達段階に応じて、教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育の充実に取り組むことを基本的な方向とした。そこで本県では「キャリアノート」という一つの手立てが用いられることになった。そのノートに、キャリア発達を促す様々な学習経験や活動の記録・振り返りなどを児童生徒自らが書き留め、教職員もまた彼らの成長や変化を評価すること

で、それぞれの指導・支援に役立てるための重要な資料とする。このキャリアノートに書きこんだものは一冊のファイルにして、次の学年や学校に引き継ぎ、小学校から高校までの一二年間をつなぐことができるのである。

こうして県教委は平成二十七年三月にはキャリアノートのモデルと教師用指導資料を作成し、二十七年度と二十八年度の二年間、キャリア教育を全県

で推進するために、「キャリアノート活用に関する研究事業」を実施し、その成果は報告書にまとめられた。さらに平成三十年三月には『ひょうごキャリア教育 指導事例集』を刊行した。

中高の連携・接続―中等教育 平成九年六月、中央教育審議会から第二次答申「二一世紀を展望した我が国の育学校と中高一貫教育校 教育の在り方について」が出された。その中で、中学校と高等学校間の接続に

ついて提言があり、高校入試の影響を受けずにゆとりある学校生活が送れること、六年間の計画的・継続的な教育指導ができることなどの利点から、「中高一貫教育の選択的導入」が示された。「選択的導入」とは、従来の「六・三・三」制を一律に「六・六」制に改めるのではなく、子どもたち自身やその保護者が主体的に選択できるようにする方が適切だとしたのである。

この答申を受けて、「学校教育法」の一部が改正され、従来の制度に加えて、平成十一年度から各地方自治体が中高一貫教育を導入することができるようになった。その実施形態としては、①中等教育学校、②併設型の中・高等学校、③連携型の中・高等学校がある。

本県の中等教育学校は、平成十五年に県立芦屋国際中等教育学校が、二十一年に神戸大学附属中等教育学校が開校した。

また中高一貫教育校は、平成十九年に県立大学附属中学校・高等学校が「併設型」でスタートし、二十二年に県立千種高等学校が宍粟市立千種中学校と、二十四年からは県立氷上西高等学校が丹波市立青垣中学校・氷上中学校と「連携型」中高一貫教育校となった。「併設型」とは、同一の設置者による中学校と高等学校を高等学校入学者選抜を行わずに接続する。「連携型」とは、異なる設置者間でも設置可能な形態で、中学



写真 210 千種中・高校生による合同の体育祭・町内美化活動（宍粟市提供）

徒会ミーティング」などを行っている。また、町内の幼稚園・小学校とも連携を図り、「園小中高ふれあい文化祭」や「園小中高合同マラソン大会」なども実施している。

小中学校の連携・接続―義務教育学校と小中一貫教育校

平成十八年の教育基本法改正を受けた学校教育法では、小・中学校共通の目標が新たに規定された。また、平成二十年に告示された新学習指導要領では、小・中学校九年間を見通した長期的な視点から、きめ細やかな指導が求められている。このような中で平成二十六年の中央教育審議会は、答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」において、小中一貫教育の制度設計を提案した。一つは小中一貫教育学校（仮称）、もう一つは小中一貫型小学校・中学校である。

そして平成二十七年六月、学校教育法に新たな校種「義務教育学校」が登場し、翌二十八年四月から施行された。学校教育制度の多様化・弾力化を進めるため、現行の小・中学校に加えて、小学校から中学校まで

校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深めるかたちで中高一貫教育を実施するものである。

「連携型」の千種中学校・高等学校の場合は「中高合同体育祭」（中一～高三までを縦割り班を編成して合同で実施）や、「中高連携環境美化活動」（毎年、中高生合同で町内で実施）、「中高連携部活動」「中高合同授業」「中高生

の義務教育九年を一貫して行う学校である。

中学校入学後、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中一ギャップ」に対応するため、小学校から中学校への円滑な接続の様々な工夫は全国でなされており、義務教育学校などの小中一貫教育制はその一つでもある。

義務教育学校は一つの学校として、一人の校長・一つの教員組織であり、教員は原則として小・中学校の免許を併せ持つことが必要である。それに対して、小中一貫型小学校・中学校は、同じ設置者の併設型（例えば〇市立小学校と中学校）と、異なる設置者の連携型小学校・中学校（例えば、△町立小学校と組合立中学校）がある。

本県では、平成二十七年から二十九年度まで文部科学省の「小中一貫教育推進事業」の委託を受け、姫路市・豊岡市・養父^{やぶ}市の三市をモデル地域に指定して実践研究を行った。

設置が可能となった平成二十八年四月、神戸市に市立義務教育学校港島学園が、さらに三十年度からは姫路市立白鷺^{しらさぎ}小学校（義務教育学校）が開校した。平成三十年現在ではその二校であるが、他の市などでも検討が続いている。

また、県内の小中一貫教育校は、平成二十八年の制度施行前の二十六年に高砂^{たかさぎ}市立高砂中学校・高砂小学校でスタートし、二十八年には小野市の四中学校区で、豊岡市でも九中学校区で一貫教育が始まった。

「兵庫型教科担任制」の展開

本県では国よりも早く小・中学校の連携の在り方について検討を重ね、工夫を施してきた。その手法としては、国が主導した「小中一貫教育」という大きな制度設計を伴うものでは

なく、「新たな学習システム」の構築という本県独自の方策であった。平成十二年度から研究協力校を四六校指定して始めた成果を基に、翌十三年度から、複数担任制や教科担任制など八種類の新学習システムの実施に踏み切った。さらに平成十六年度からは推進内容を絞って小学校一年生で三五人学級編制を開始。平成十八年度からは二年生に拡大、十九年度は三年生に、二十年度は四年生まで拡大してきた。

そして、平成二十一年度からは、小学校五・六年生で「兵庫型教科担任制」を導入し、研究校一・三校を指定して、各学校の実情に合わせて教科担任制と少人数授業のいずれかを選択できるようにした。平成二十二年には、さらに研究校を二六一校に拡充してより多くの小学校で実践研究に入り、二十四年度からは全県実施となった。

「第二期ひょうご教育創造プラン」（平成二六～三十年度計画）中の「本県教育の成果と課題（第一期プランの検証）」では、成果として「学級担任制のよさをいかしつつ、教材研究の深化等により教科の専門性や授業力が向上するとともに、複数の教員による組織的な生徒指導が行われ、中学校への円滑な接続に効果が見られた」と評価している。さらに「今後の方向性」の中では、「教員の指導力の向上及び学校全体で取り組む体制の充実に加え（中略）さらなる学力向上に取り組む必要がある」と指摘しており、平成二十六年度以降も引き続き「兵庫型教科担任制」が実施されることになった。

学習指導要領の改訂と 全国学力・学習状況調査

平成十八年十二月の教育基本法改正で示された教育の理念を踏まえて、二十年から成る「生きる力」の育成が更に重視されることになった。前回の改訂に比べて小・中学校ともに授業時

間数が増えた（小学校六年間で二七八時間増、中学校三年間で一〇五時間増）のも大きな特徴である。

平成二十七年にも一部改訂が行われ、道徳の「特別の教科」化が告示された。これは、高い倫理観を持つて生きる日本人の育成が目的である。平成二十九年告示の学習指導要領では、小学校の高学年（五・六年）には外国語が、中学年（三・四年）には外国語活動が位置づけられるなど外国語教育の充実と、プログラミング教育や理数教育、伝統や文化に関する教育の充実も求められている。

平成十年代に起こった学力低下論争を裏づけるかのように、十六年十二月、OECD（経済協力開発機構）による「生徒の学習到達度調査（PISA2003）」や、IEA（国際教育到達度評価学会）による「国際数学・理科教育動向調査（TIMSS2003）」の結果が公表され、我が国の読解力が前回より大きく低下（PISA）し、小学校理科と中学校数学の点数の低下（TIMSS）も明らかとなった。



写真 211 小学校の外国語活動（伊丹市提供）

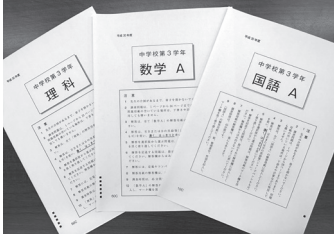


写真 212 全国学力・学習状況調査（イメージ）（国立教育政策研究所提供）

文部科学省は、学力低下の指摘に対して反論するとともに、いくつかの学力向上に向けた取組を展開した。そのうちの 하나가、平成十九年から実施された「全国学力・学習状況調査」である。これは、国公私立の小学校六年生と中学校三年生を対象として、国語と算数・数学の二科目が実施された。子どもたちの基礎学力と学

習状況を分析して、その結果を指導に還元しようという意図であるが、この取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する目的もあった。この学力・学習状況調査は、東日本大震災が発生した平成二十三年を除いて現在も継続実施されている。

平成二十四年度からは小・中学校とも、三年に一回程度理科が加わり、さらに後に同様の形で中学校「英語」が加わることになった。

全国学力・学習状況調査の結果をどうする？

県教委は、学識経験者や教員から成る「ひょうご基礎学力向上推進委員会（平成二十四年度からは学力向上実践推進委員会）」で調査の分析結果をまとめて公表し、各学校での指導の工夫改善に努めるよう求めている。結果概要は、全体として小・中学校ともに全国とほぼ同水準であるが、同委員会では、正答率や得点分布、各種グラフを用いて詳細に分析している。

この調査は、単に学力問題だけではなく、児童生徒に対しては、「国語の勉強は大切だと思う」（四

択で回答、以下同じ）「自分にはよいところがあると思う」「朝食を毎日食べる」など学習意欲・学習方法・生活の諸側面等に関する一〇一項目の調査、学校に対しては指導方法・人的物的な教育条

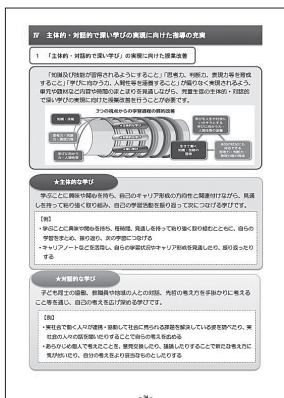


写真 213 「学習指導等の改善・充実のポイント」



写真 214 矢田川での水生生物探し (小学校3年生)

件に関する調査(校長が回答)も合わせて行っているのが特色である。
また、平成二十四年度からは調査結果だけでなく、「全国学力・学習状況調査」の課題を踏まえ

た学習指導等の改善・充実のポイント」を新たに作成して、各学校に指導の充実を促す内容となっている。

兵庫型「体験教育」の展開

本県では、これまで小学校五年生の自然学校、中学校二年生のトライやる・ウィークなど、兵庫県独自の体験活動を展開してきた。

平成十八年度からは、県内全ての中学校一年生を対象として、兵庫芸術文化センター管弦楽団による鑑賞公演「わくわくオーケストラ教室」を実施することになった。これは、日頃から芸術文化に親しむ機会の少ない中学生に、本物の芸術文化に親しむ機会をつくり、豊かな心を育成することを目的としたものである。

平成十九年度から、公立小学校三年生を対象に「環境体験事業」を段階的に実施し、二十一年度から県内全校で実施している。それぞれ学校や地域の実態に応じたテーマを設定し、里山、田畑、水辺など地域のフィールドに出かけていき、地域の人々の協力を得ながら、自然観察や栽培等の体験型環境学習を行っている。

高校では平成十七年度から「高校生地域貢献事業」トライやる・ワーク」

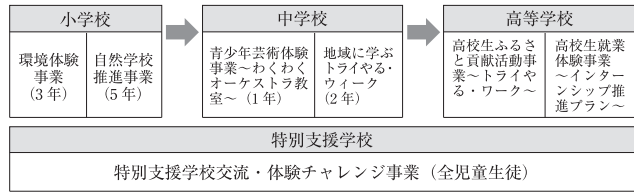


図 123 兵庫型「体験教育」の系統図
 (「指導の重点」より作成)

(二十五年から「高校生ふるさと貢献活動事業」と改称)と「高校生就業体験事業」インターンシップ推進プラン」が始まった。

このように、県内の小・中・高校や特別支援学校では多彩な体験活動を展開しており、様々な自然体験、文化行事や地域の伝統行事、ボランティア活動、職場体験等への参加を通じて、地域の人々との交流が生まれ、自らの達成感や有用感、地域への愛着などが育まれていく。

ダ・ヴィンチ・プランで生 県教委は平成十五年から「いきいきサイエンス推進プラン」
 まれた「数学・理科甲子園」と銘打って、小・中学校や高等学校の理数教育の振興に努

めてきた。そして平成十八年度からは、小・中・高等学校を通じた総合的な理科及び数学・算数教育の充実を図ることを目的とした「理数教育推進事業」ダ・ヴィンチ・プラン」を始めた。この事業の一環として、後に全国大会へも発展する「数学・理科甲子園」や「理数ワンダーランド」「数学、理科教材・教具コンテスト」が実施された。

「数学・理科甲子園」とジュニア大会

高校生が三人一組のチームを作り、数学や理科 高めようと、平成十八年十一月十一日、甲南大学の問題に挑戦することで科学技術への関心をより で最初の「数学・理科甲子園2006」が開催さ



写真 215 「数学・理科甲子園 2013」
での実技競技

れ、県内公私立高校三〇校から五〇チームが参加した。予選（五〇チーム対抗戦、筆記競技）、本選（一六チーム、これ以降は実技競技）、準決勝（四チーム）、決勝（二チーム）と勝ち上がっての初代優勝チームは県立大学附属高等学校。準優勝は県立八鹿高等学校、三位は県立長田高等学校と県立北摂三田高等学校であった。

なお、平成二十三年度からは、その全国大会版「科学の甲子園全国大会」（主催：科学技術振興機構）

が行われるようになり、第一回は兵庫県立総合体育館で開催された。各都道府県の選考を勝ち抜いた代表四七チームと特別枠での選考チーム、

合計四八チーム三六三名が、科学に関する知識とその活用能力を駆使して五つの競技に挑戦した。

また、その中学生版ともいふべき「数学・理科甲子園ジュニア2013」（第一回大会）が平成二十五年十月十九日、関西学院大学で行われた。県内の中学生を対象に、科学の楽しさ・面白さを知り、科学と実生活・実社会との関連に気づいて、科学を学ぶことの意義を実感してもらうことがねらいであった。

第一回は三七チームが参加し、予選は筆記競技、決勝では操作や実験をしながら問題を解く実技競技によって力を競い合った。その結果、優勝は灘中学校、準優勝は神戸女学院中学部、三位は豊岡市立日高東中学校で、優勝・準優勝の六名がチームを組んで全国大会「第一回科学の甲子園ジュニア」に出場。十二月に東京で行われた大会では、兵庫県代表チームが第二位となった。

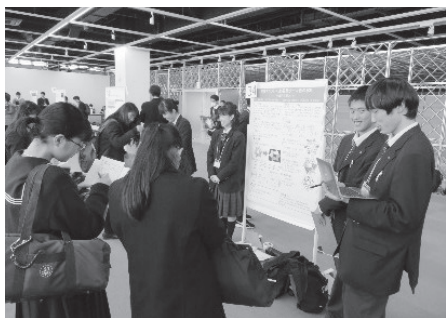


写真 216 サイエンスフェアでのポスター発表

SSHと
SGH 文部科学省では、科学技術創造立国の実現を掲げて、平成十四年度から「スーパーサイエンスハイスクール」事業を推進している。このスーパーサイエンスハイスクール（SSH）は、全国
の高等学校や中高一貫校の中から先進的な理数教育を行う学校を指定し、高等学校の段階から国際舞台で活躍できる人材の育成を目指しており、学習指導要領によらない教育課程の編成も認めている。指定は五年間であるが、指定の継続もある。

兵庫県では、平成十六年にまず県立神戸高等学校、十七年に県立尼崎小田高等学校が指定を受けて以降、神戸市立六甲アイランド高等学校、県立加古川東高等学校、県立豊岡高等学校、県立龍野高等学校、県立明石北高等学校、県立三田祥雲館高等学校と武庫川女子大学附属中学校・高等学校が指定され、三十年現在、上記九校が指定を受けている。各校では、大学連携や産学連携、海外研修等の取組を通じて科学技術系人材の育成を目指している。

平成二十二年、県立神戸高等学校が「コアSSH」（地域の中核的拠点形成、全国で二校）に採択されたのを契機に、当時SSHに指定されていた県内七高校と県教委が合同で、兵庫「咲いテク（サイエンス&テクノロジー）」事業推進委員会を組織し、サイエンスフェアを中心としたいくつかの事業を展開している。この「咲いテク」事業は、生徒の課題研究的な活動の充実と発展、SSH事業の成果普及を目指すとともに、企業や大学、研究機関などの専門家にも参加してもらい、世代を超えた幅広い交流を通して様々なつなが

りを構築することも目的となっている。

また文部科学省は、平成二十六年からスーパーグローバルハイスクール（SGH）事業を開始した。これは、急速にグローバル化が進む現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるリーダーを高等学校段階から育成することを目的とした事業である。国内外の大学や企業、国際機関などと連携して国内外の研修を行ったり、英語等によるディスカッションやプレゼン、成果発表会などを開催したりしている。対象は国公立の高校・中等一貫教育校で指定期間は五年間である。

県内では平成二十六年から関西学院高等部・県立姫路西高等学校・神戸市立葺台高等学校、二十七年から神戸大学附属中等教育学校・啓明学院高等学校・県立伊丹高等学校・県立国際高等学校・県立兵庫高等学校の計八校が指定を受けている。

県立高校の魅力 県教委では、「県立高等学校教育改革第一次実施計画」（平成十二～二十年度）に基づいて改める学校づくり 革を進めてきた。第一次計画の評価・検証を行うとともに、平成二十一年度以降の高校教

育改革の方向性を策定するために設置した「県立高等学校長期構想検討委員会」が、十九年三月、報告書を提出した。これに基づいて、県教委は「県立高等学校教育改革第二次実施計画」（平成二十一年度～二十五年度）を策定した。

平成二十一年度以降の「第二次実施計画」は、「(1)魅力ある学校づくりの推進、(2)県立高等学校の望ましい規模と配置、(3)入学者選抜制度・方法の改善、(4)定時制・通信制高等学校の活性化と望ましい配置」の四

表 68 通学区域の変更

旧通学区域	校数	新通学区域
神戸第一・芦屋	6	第1学区 (26校)
神戸第二	6	
神戸第三	10	
淡路	4	
尼崎	8	第2学区 (34校)
西宮	8	
宝塚	4	
伊丹	8	
丹有	6	
明石	6	第3学区 (24校)
加印	9	
北播	9	
姫路・福崎	14	第4学区 (22校)
西播	8	
北但	5	第5学区 (9校)
南但	4	
16学区		5学区 (115校)

(「新通学区域に係る公立高等学校入学者選抜の改善について」より作成)



写真 217 2校統合で誕生した県立龍野北高等学校

項目である。

そのうち、「(1)魅力ある学校づくり」では、特色ある専門学科の設置が急ピッチで進められ、とくに普通科の枠内にあった理数コースが専門学科へ改編された。「(2)望ましい規模と配置」では、平成二十年度の県立龍野北高等学校(旧龍野実業と新宮高等学校の統合)を最後として、それ以降の統合はなくなった。特色づくりと合わせて、定員の一部の通学区域を県内全域(千種、氷上西、家島)や全国(村岡)とする特例も行われた。

「(3)入学者選抜制度・方法の改善」では、高校の特色化の推進と合わせて、平成十五年頃から新しい選抜制度(本人の希望により二校まで志願できる複数志願選抜と、受験生の個性や能力を面接や実技等で評価する特色選抜)の導入が進められた。しかし、学区によっては学校の選択幅に差がある(最多一四校、最少四校)という課題が残った。そこで、「第二次実施計画」では、今後全県の通学区域の見直しも含めて望ましい在り方を検討することになった。この通学区域については、平成二十一年に設置された「通学区域検討委員会」からの報告を基に、二

十四年、通学区域を一六学区から五学区に再編する基本方針が決定された。そして周知期間を経て、平成二十七年二月からは新しい通学区域での高校入試が行われた。

〔4〕定時制・通信制高等学校の活性化と望ましい配置〕では、新たに多部制高校として西脇北と阪神昆陽の二校を開設して、多様な生活スタイルに対応できるようにした。

〔第二次計画〕は平成二十五年度までの計画であったが、それ以降の計画を「県立高等学校長期構想委員会」(二十四年六月設置)が検討した結果、「学区再編の影響や新しい国の動き、人口減等の状況も勘案しながら、慎重に検討する必要がある。当分の間は、『第二次実施計画』を延長し引き続き改革を進める」と結論づけた。平成十八年から始まった「ひょうごの匠の技」探求事業は、工業科を置く県立の全日制高校で、ものづく



写真 218 播州織の布地を用いての子どもソーイング教室 (県立西脇高校)

りに関わる高度熟練技能者等を招き、実技指導を通してものづくりの技術力の向上や技能検定・高度な資格取得を支援するもの。続く平成十九年からは「ひょうごの達人」招聘事業が始まった。農業・商業・水産・家庭に関する学科を持つ全県立高校で、各分野の専門家による実技指導を通して高度な資格取得やスキルアップを支援する取組である。

文部科学省は、SSHに続いて、平成二十六年からスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(SPH)の指定を始めた。社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校を指定して研究開発を行うもので、全国で一〇校を指定し

た（応募は全国四二校）。その中の二校が本県から選出された県立西脇高等学校（家庭）と県立龍野北高等学校（福祉）である。いずれも平成二十六年～二十八年の三年間指定された。

そのうちの二校、西脇高等学校のテーマは「cool Japan cool Banyuori — 播州織再発見と西脇産ブランド発信 —」である。播州織産地としての、伝統ある織物や昔ながらの職人技を再発見し、世界に誇れる技術や日本の文化、織物の文化を理解するとともに、企業で使用されている織組織制作コンピュータシステムを導入し、播州織生産の最先端技術を身につけた将来の播州織スペシャリストを育成するとの狙いであった。なお、二年後の平成二十八年には県立神戸商業高等学校（商業）が指定を受けた。

特殊教育から 盲・聾・養護学校は、昭和二十二年制定の学校教育法で学校教育の一環として位置付けられたが、障害が重度で重複している児童生徒には就学免除や猶予の措置が講じられた。し

かし、ようやく昭和五十四年に養護学校への就学が義務となって、全ての障害児に対して教育が保障されるようになった。さらに大きな転換がなされたのが特別支援教育という理念と制度である。

平成十七年十二月、障害児教育にとって大きな転換点となる中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」が出された。それまで国は障害のある子どもの教育を、障害の種類や程度に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級などの特別な場で行う「特殊教育」と位置づけてきた。しかし、この答申以後、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点から、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導・支援を、全ての学校において行う「特別支援教育」に転換することとなった。

表 69 県内特別支援学校数・障害別（平成30年5月）

区分	視覚	聴覚	知的	聴覚・知的	知的・肢体	肢体不自由	知的・病弱	知的・肢体・病弱	計
国立			1						1
県立	1	3	16	2	4		1		27
市立	1		4		3	9		2	19

〔兵庫県特別支援教育第三次推進計画〕より作成

平成十八年三月に「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられたことに伴い、十九年四月からは「盲・聾・養護学校」が「特別支援学校」に切り替えられ、合わせて公立小・中学校の「障害児学級」が「特別支援学級」に改められた。兵庫県においても、一部の市立養護学校では名称はそのまま残したが、一斉に特別支援学校や特別支援学級に切り替えられていった。

「兵庫県特別支援教育推進計画」の策定と取組

国の動きと前後して、本県でも従来の障害児教育について検討を始めていた。県教育委員会は、平成十五年に「障害

児教育の在り方検討委員会」を置いて今後の障害児教育の在り方を検討し、十八年三月、「本県の障害児教育の現状と今後の在り方」（まとめ）を得た。これを受けて、県教委は特別支援教育を推進するため、平成十九年度から二十三年度までの五カ年の間に取り組む具体的な計画として、「兵庫県特別支援教育推進計画」を策定したのである。

この計画では、①県立特別支援学校の整備推進、②学校における学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）等の理解と支援、③後期中等教育（高等部）の充実、④特別支援教育に関わる教職員の専門性の向上の四項目が掲げられた。

続いて平成二十六年三月には、「兵庫県特別支援教育第二次推進計画」（二十六年度～三十年度の五年間）がまとめられた。ここでは、本県がこれまで取り組んできた特別支援教育の理念を継承するとともに、インクルーシブ教育システム（後述）構

築に向けた特別支援教育の充実を図ることが示された。その推進方策は、①一人一人の多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実、②全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上、③早期から支えつなぐ相談・支援体制づくり、④特別支援教育を充実させるための教育環境整備の推進の四点である。

インクルーシブ 前述のように、本県では平成二十六年度から「兵庫県特別支援教育第二次推進計画」が進教育システム められたが、それより前の二十三年に、国では「障害者基本法」の一部改正がなされ、二

十四年七月には、中央教育審議会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(報告)が出された。

その「インクルーシブ教育システム」とは、「障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組み」を指す。そのためには、個別に必要な変更・調整を行うこと(合理的配慮)が必要とされた。

同じ場とともに学ぶことを目指すとともに、一方で個別の教育ニーズのある児童生徒に対して最も適切な指導を提供する「連続性のある多様な学びの場」を用意しておくことも求められている。特別支援学校だけではなく、小・中学校における特別支援学級、さらに小・中・高等学校では、自閉症や学習障害・注意欠陥多動性障害など多様な発達障害の児童生徒も在籍するため、「通級による指導」も設けられることになった。

知的障害児童生徒の 本県の学校数と幼児児童生徒数を見てみると、県内の特別支援学校は、平成三十年増加と本県の対応 では国立一校・県立二七校・市立一九校の計四七校である。

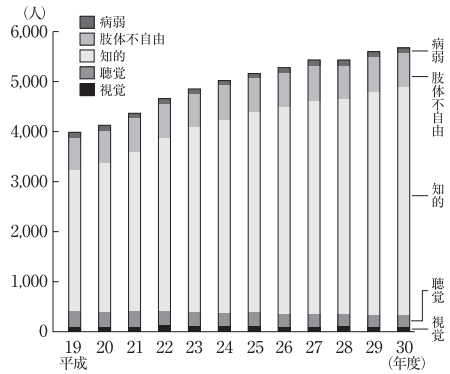


図 124 県内特別支援学校に在籍する児童生徒数の推移(障害種別)
〔「兵庫の特別支援教育」より作成〕

徒数は九〇〇〇人を超え、障害種別では知的障害と情緒障害・自閉症が大半を占める。

一方で、通常の学級に在籍する児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業は、障害に応じた特別の指導を受ける「通級指導教室」、いわゆる「通級指導」は、平成三十年度では小・中学校で三〇〇〇人近い。

こうした支援を必要とする幼児児童生徒の増加に対応して、兵庫県教育委員会や各市教育委員会は、特別支援学校の整備に努めてきた。①新設、②分校や分教室の設置、③既存校に知的障害部門の併置、④高等部の設置などである。

新設は、平成二十一年度から二十九年までの間に、県立七校・市立三校(統合も含む)にも上った。そ

県内特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数の推移は、障害の種類で見ると、知的障害は平成十五年の二三八五人から二十年には二九八八人、二十五年度には四〇三九人、三十年には四五八三人で約二倍となり、増加が著しい。それに対して、病弱、肢体不自由、視覚障害はほぼ横ばいの状態であり、聴覚障害は減少傾向にある。

また、県内の小・中学校における特別支援学級の設置数は、平成三十年は、小学校七五〇校のうち設置は七二五校(九五・三%)。中学校は三四〇校のうち設置は三二八校(九六・五%)である。生

表 70 県内特別支援学校新增設等の動き（平成20～30年度）

平成	新設または統合（校種）	分教室他
20年		のじぎく特支おおぞら分教室
21	東はりま特支（高） 神戸市立青陽須磨支援（小中高）	
22	芦屋特支（小中高）	
23	あわじ特支（幼小中高）	姫路特支（姫路別所高校）
24	阪神昆陽特支（高）	
25		上野ヶ原特支ひかりの森分教室 神戸市立友生支援住吉分校
26	姫路しらさぎ特支（小中高）	こやの里特支（猪名川高校）
27	ひまわり特支（小中高）	阪神特支（武庫荘総合高校） 出石特支みかた校
28		神戸市立友生支援みなと分教室
29	西神戸高等特支（高） 神戸市立いぶき明生支援（幼小中高）	
30		

（『兵庫の特別支援教育』より作成）

の全校に高等部が設置されている（うち二校は高等部のみ、一校は後に小・中学部設置）。分校や分教室も作られたが、特筆すべきは県立高校三校に、それぞれ特別支援学校の分教室が置かれたことである（後述）。

また、増加する知的障害児童生徒に対応するため、複数の障害種別に対応できる学校への再編・整備が行われた。例えば、平成二十年度には上野ヶ原（病弱）や淡路聴覚（聴覚障害）、のじぎく（肢体不自由）の各特別支援学校で知的障害の児童生徒の受入れが始まった。その後も、平成二十一年には播磨（肢体不自由）、二十二年に和田山（肢体不自由）各特別支援学校などで複数障害への対応が続いていった。

特別支援学校と高等学校との交流・共同学習の推進 本県では、これまで障害のある幼児児童生徒

の自立と社会参加に向けて、様々な交流体験活動を行うとともに、地域への理解・啓発を目的とした交流及び共同学習を進めてきた。

特に高等部では、平成十九年度から特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習の研究に取り組み、そ

の成果として県立高等学校三校に特別支援学校の分教室を置いた。平成二十三年、県立姫路別所高等学校に姫路特別支援学校の分教室を、二十六年には県立猪名川高等学校にこやの里特別支援学校の分教室を、二十七年、県立武庫荘総合高等学校に阪神特別支援学校の分教室をそれぞれ置いて、交流と共同学習を進めている。

また、平成二十四年には、県立阪神昆陽高等学校と阪神昆陽特別支援学校（職業科の高等部単独設置校）の二校が同一校地に設置された。ここでは、同じ教室や施設で「共に助け合って生きていく」ことを実践的に学ぶ機会を作り、社会におけるノーマライゼーション（障害のある者もない者も、同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指す取組）の理念の実践を目指している。

また、県立神戸高塚高等学校では、同じ西区に平成二十九年開校の西神戸高等特別支援学校と交流を始めた。六月の同校の文化祭では、西神戸高等特別支援学校の一年生四八名がステージに上がってパフォーマンスを披露した。また、七月には神戸高塚高等学校の生徒が製作し、文化祭で展示した恐竜の骨格模型を西神戸高等特別支援学校に寄贈した。このような相互交流が続いている。

三 私学の特色化と高校教育無償化の取組

特色化への取組――平成十八年の教育基本法の全面改正では、「私立学校の公共性」が明記された。もと一貫教育と宗教教育より、私立学校はこの法定化以前から、建学の精神に基づく独自の教育方針によって

特色ある教育を提供することで、公教育の一翼を担っていた。この改正でもって新たに位置づけられたとい

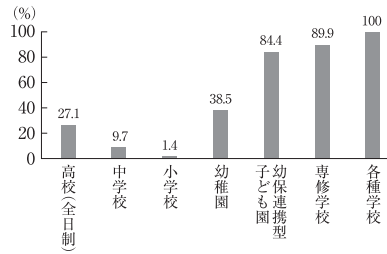


図 125 県内各種私立学校の割合
 (「学校基本調査」より作成)

うよりも、改めて法律上に明示されたものである。

平成三十年年度には、県内学校園における私立学校数の割合は、高等学校(全日制)では二七・一%(五二校)と、全県の四分の一強を占めている。中学校では一〇%弱(三七校)、小学校においては一%余(一一校)にすぎないが、幼保連携型子ども園八四・四%や専修学校八九・九%、各種学校一〇〇%(いずれも休校園は除く)である。また児童生徒数でもほぼ同様の割合を示しており、私学の占める割合は高い。本県教育において私学が果たす大きな役割がうかがえる。

しかし、第三編の時代から引き続き若年人口は減少したため、県内の学校数・生徒数は減少し、私立の中・高校生徒数も同様の減少傾向となった。児童生徒数の減少は全国的な傾向ではあるが、私立学校の廃校は学校法人の存続に直結するだけに、一貫教育の実施や共学化など様々な対策も講じられた。ここで、県内私学による対策のひとつである特色化への取組を見てみよう。

少子化という逆風の中、平成十八年度以降三十年度までで開校したのは、小学校では二十年年度の関西学院初等部、二十四年度の高羽六甲アイランド小学校の二校。中学校では二十六年度に東洋大学附属姫路中学校、二十九年度に神戸学院大学附属中学校、いずれも共学である。この間、高等学校の開校はなかった。

開校したこれら小・中学校四校には同じ法人の学校・園が存在し、一貫教育が始められた。このうち高羽六甲アイランド小学校では、同じ学校法人が系列の保育園や幼稚園を運営しており、「幼小一貫教育」をうたっ

ている。

ここで、私学教育の特色の一つである一貫教育について県内を概観しておく。私立高校五二校のうち中学校を併設して中高一貫教育を行っているのは三七校（七一・二％）に上る。前述の中学校二校の開校はその流れの中にある。また、小学校設置の一一校のうち大半は中・高校までの一貫教育を実施している。さらに、中・高校と大学または短期大学が併設されているのは二二の学校法人である。

共学校は、平成七年度の一〇校から三十年代二五校と大きく増加した一方で、男子校は一五校から九校へと減少し、女子校は二七校から一八校へと大幅減となった。第三編の時代では女子校からの共学化が顕著で、八校中七校が元女子校からの共学化であったが、この時期は、高等学校に限っても二十四年度の三田学園を皮切りに、神戸弘陵学園、関西学院、育英、神戸国際大学附属など五校が、男子校から共学に変更となった。

私立学校の中には、設置者が女子教育の重要性を唱えその普及を目的として設立した歴史を持つ学校も多く、県内には平成三十年代現在で一八校の女子高校が存在する。しかし、近年、共学化の流れが強まった背景には、少子化の時代を迎えて学校経営上の判断から男子または女子にも門戸を広げたい狙いもある。

国公立の学校とは異なる特色の一つに宗教教育がある。教育基本法第一五条により国公立学校は宗教教育が禁じられているが、私立学校における宗教教育は認められている。

県内の私立高等学校のうち一七校（三二・七％）がキリスト教や仏教の教えを建学の精神に掲げて教育を進めている。教育課程の中に座禅や宗教の時間がおかれ、礼拝、花まつりやミサ、クリスマス会などの宗教行事が行われる学校も多い。

第八章 人口減少期の学校や家庭・地域での教育

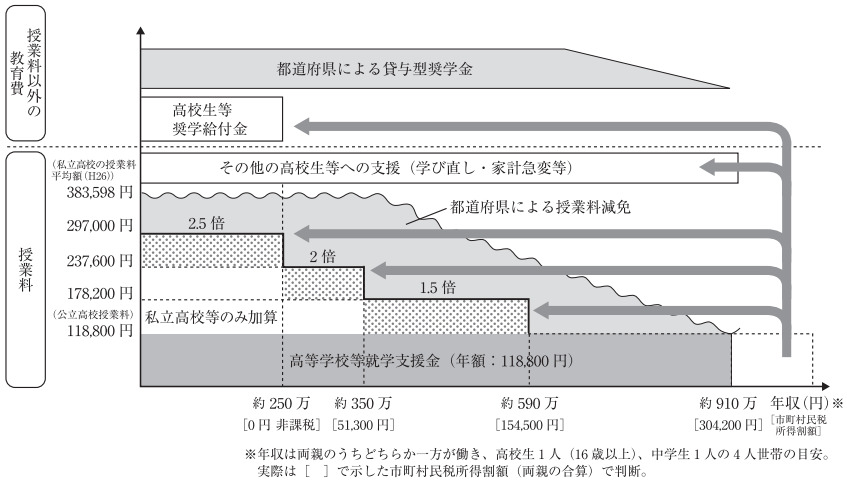


図 126 就学支援金への所得制限の導入と支援の拡充イメージ (平成 26 年度)

(文部科学省資料より作成)

高校教育無償化 平成二十年代に数次にわたって講じられた
に向けた取組 「私立学校の授業料等の負担軽減の取組」

は、教育の機会均等の確保を基調に、少子化対策や社会保障制度改革の文脈から講じられたものである。

平成二十二年三月、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が公布・施行された。これは、公立高校については原則として授業料を徴収しないこととし、私立高校等については公立高校の授業料相当額を就学支援金として生徒に支給するものである。

この授業料無償化及び就学支援金制度は、平成二十一年の政権交代により、かねてから「高校無償化」を公約に掲げていた民主党主体の政権が誕生したことによって実現した政策であった。

就学支援金制度の創設に伴い、兵庫県は、県事業である私立高等学校等生徒授業料軽減補助を見直し、平成二十二年度から、低所得世帯に重点化した授業料軽減のための助成として、国の就学支援金に県単独で加算する形態に改めた。

平成二十四年に実施された衆議院議員選挙により政権に復帰した自民党・公明党連立政権は、民主党政権時代になされた政策の見直しを進めた。高校無償化制度についても、平成二十六年から、高所得世帯の生徒等に対する所得制限を設けるとともに、所得制限によって捻出される財源により、低所得世帯支援のための奨学給付金の創設や中間所得層の私立高校生への支援の拡充等が図られることとなった。

所得制限の導入に伴って公立高校においても授業料徴収が必要となることから、公立高校の不徴収制度は廃止され、就学支援金制度に一本化された。平成二十五年十一月、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」が可決成立し、法律名も、就学支援金制度への一本化に伴い「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に変更された。

国の就学支援金制度の変更や県内平均授業料の上昇等を踏まえ、兵庫県も、私立高等学校等生徒授業料軽減補助について、所得基準階層や県単独加算額を見直し、平成二十六年度入学者から適用したが、私立高校生への完全無償化が実現するのは次の時代へと持ち越しとなった。